

航空法

I. 案内情報

- ① 手続名：運輸に関する協定の認可
- ② 手続根拠：航空法第111条第1項前段
- ③ 手続対象者：本邦航空運送事業者
- ④ 提出時期：運輸に関する協定を締結しようとするとき
- ⑤ 提出方法：認可申請書を作成し、国土交通省航空局航空事業課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申請書様式：認可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空事業課にお問い合わせ下さい。

II. 窓口情報

- ① 提出先：国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111（内線48516、48534）
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：国土交通省航空局航空事業課 03-5253-8111（内線48516、48534）

III. 手続情報

- ① 審査基準：航空法第111条第2項
- ② 標準処理期間：1～4ヶ月
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による。